

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業  
に係る評価項目及びその評価基準

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

(1) 入札参加資格を満たす者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当省が用意した入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

**【得点配分】**

総得点：300点

┌	価格点：100点	└	価格と同等に評価できない項目	100点（評価項目※1）
	技術点：200点		価格と同等に評価できる項目	100点（評価項目※2）

(2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

計算式： $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

(3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。

ウ 必須とする項目のうち、1つでも要件を充足できないとみなされ、全委員が0点とした項目がある場合は不合格とする。

エ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

- オ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。
  - カ 創造性、新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
  - キ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、上記ウに該当する場合は、技術点の算出を行わない。
- (4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る企画技術審査用紙

評価基準

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点

価格点＝(1－入札価格／予定価格)×100点

II 技術点

評価項目	評価基準	配点						必須
		A	B	C	D	E	F	
①訓練前キャリアコンサルティングの意義・目的について	訓練前キャリアコンサルティングの実施について、趣旨目的・意義を理解して、妥当な事業計画となっているか、妥当な事業計画となっているか A 目的を理解し、妥当な事業計画となっており、非常に期待ができる B 目的を理解し、妥当な事業計画となっており、期待ができる C 目的を理解し、妥当な事業計画となっており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※2
②訓練前キャリアコンサルティングの事業実施体制（キャリアコンサルタントの配置等）について	・連絡用拠点の設置及び事業実施体制（キャリアコンサルタントの配置、巡回）は適切なものになっているか A 実施体制について適切な提案となっており、非常に期待ができる B 実施体制について適切な提案となっており、期待ができる C 実施体制について適切な提案となっており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※2
③訓練前キャリアコンサルティングのオンライン対応に向けた体制確保について	・訓練前キャリアコンサルティングのオンライン対応（新規）に向けた体制確保は具体的かつ実現可能な適切なものになっているか A 実施体制について適切な提案となっており、非常に期待ができる B 実施体制について適切な提案となっており、期待ができる C 実施体制について適切な提案となっており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	20	14	10	6	0	－	※1
④訓練対応キャリアコンサルタントが必要な情報の確保について	・効果的な訓練前キャリアコンサルティングの実施に向けて、訓練対応キャリアコンサルタントが必要な情報が収集できるよう、研修や情報提供の体制が確保されている提案となっているか。（※訓練対応キャリアコンサルタントは、厚生労働省委託事業「中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修」における「IT分野の能力開発に関するキャリアコンサルタント向け研修」の受講は必須（新規）） A 問題ない提案となっており、非常に期待ができる B 問題ない提案となっており、期待ができる C 問題ない提案となっており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	20	14	10	6	0	－	※1
⑤求職者への有益な情報提供について	・窓口でjob tag（職業情報提供サイト：日本版O-NET）やマイジョブ・カードサイト等、求職者にとって有益となる参考情報が案内できるような工夫がされているか A 工夫がされていて、非常に期待ができる B 工夫がされていて、期待ができる C 工夫がされていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	20	14	10	6	0	－	※1
⑥ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について	・ジョブ・カードの周知・広報について、セミナーやSNS等により、効果的な方法が提案されており、ジョブカード作成支援業務への誘導について創意工夫がなされているか A 創意工夫がなされており、非常に期待ができる B 創意工夫がなされており、期待ができる C 創意工夫がなされており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※1
⑦ジョブ・カードの作成支援業務について（キャリアコンサルタント資格、経歴等）	・配置する（配置する予定）のキャリアコンサルタントの保有する資格、経歴、実務経験等は、十分なものか A 十分な体制となっており、期待ができる E 期待できない	10	－	－	－	0	－	○ ※2
⑧ジョブ・カードの活用効果の分析業務（業務の実施計画、実施方法）	・ジョブ・カードの活用効果の分析業務の実施計画、実施方法については適切なものになっているか A 適切なものとなっており、非常に期待ができる B 適切なものとなっており、期待ができる C 適切なものとなっており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※1
⑨個人情報等の管理	・個人情報等の情報管理体制が具体的に示されているか A 具体的に示されており、期待ができる E 期待できない	10	－	－	－	0	－	○ ※2

⑩苦情への対応	<p>・事業実施に係る苦情が発生した場合の処理体制及び処理に要する時間は適切なものになっているか</p> <p>A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない</p>	10	7	5	3	0	-	※2
⑪事業を円滑に進めるための提案	<p>・事業を円滑に進めるための、創意工夫や有効な提案がされているか</p> <p>A 非常に有効な提案、創意工夫がされている B 有効な提案、創意工夫がされている C 仕様書の提案どおり、独自の創意工夫は見られない</p>	20	10	0	-	-	-	※1
⑫キャリアコンサルティングに関する実績が豊富な事業者であるか	<p>・キャリアコンサルティングに関する実績が豊富であるか</p> <p>A 実績が豊富であり、非常に期待ができる B 実績が豊富であり、期待ができる C 実績が豊富であり、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない</p>	20	14	10	6	0	-	※2
⑬労働局や公共職業安定所との連携について	<p>・訓練前キャリアコンサルティングやジョブ・カード周知広報業務を効果的に実施するにあたり、労働局や公共職業安定所との連携、スムーズな連絡調整が実施できる提案となっているか。</p> <p>A 実施体制について適切な提案となっており、非常に期待ができる B 実施体制について適切な提案となっており、期待ができる C 実施体制について適切な提案となっており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない</p>	10	7	5	3	0	-	※2
⑭ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組を実行している事業者であるか	<p>・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組として、次のいずれかの認定（*1）を受けているか</p> <p>A 「プラチナえるぼし認定」、「プラチナくるみん認定」 B 「えるぼし認定（3段階目）」、「くるみん認定」 C 「えるぼし認定（2段階目）」、「ユースエール認定」 D 「えるぼし認定（1段階目）」、「トライくるみん認定」 E 行動計画（*2）を策定している。 F いずれの取組も行っていない。</p> <p>*1 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>*2 女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、労働局に届出を行った企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）</p> <p>（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う）</p>	10	8	6	4	2	0	※2
⑮従業員への賃金引き上げの実施を表明した事業者であるか	<p>当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること【大企業】、もしくは当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること【中小企業等】</p> <p>A 表明している E 表明していない</p>	10	-	-	-	0	-	※2

※1 創造性、新規性等  
※2 価格と同等に評価できる項目  
合計

100/200  
100/200 ※価格点と同配分  
200/200